

## 出席停止について（お知らせ）

校長は、児童生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあるときは、学校保健安全法により、出席停止の措置をとる場合があります。

出席停止の期間中は欠席とはみなされません。医師から感染症と診断され学校を休んだ場合には、病状が回復し登校するときに、所定の「感染症等治癒通知書」を学校に提出してください。

学校感染症については、下の表に主なものをまとめていますので、ご参照ください。

主な感染症	登校できる基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎（プール病）・急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで